



遊漁船に救命いかだ義務化が 不当と言い切れる理由

- 1 知床事故を受けてとなっているが最大波高 3.5mでイカダがあれば被害の軽減に繋がったという検証はゼロ。
- 2 国の知床事故に限らず「水温 4 度の水中待機は危険」という説明は知床事故を受けてとはならない。
- 3 遊漁船でイカダあれば被害の軽減に繋がったと明確に言える事故も検証もゼロ。つまり 0 %
- 4 使用確率 0 %に数百万の自己負担を強制する。
- 5 事故件数が遊漁船より圧倒的に多い漁船・プレジャーを除外する。遊漁船の定義と照らしても不当。
- 6 平水区域・伴走船・救助船・水温などで搭載除外条件を作ったが救助可能までの時間や過去の事故事例からすべてに矛盾がある。
- 7 国が正しいデータを無視し遊漁船の死者を伴う事故の割合が多い言っているがそれも船舶事故全体の比較ではなく過去のデータや 24 年データ 83 件中 1 件などから虚偽と言えるレベル。まやかしの強弁。
- 8 過去に個人事業主中心の業界でこのような多大な自己負担を強いるルール変更の前例は無い。
- 9 現在販売されている製品に一般的な小型遊漁船に搭載可能で妥当なものはコストを考えてもまだない。
- 10 各地の説明会・オンライン説明会・リモートレクなどでの反対意見にまともな回答が出来ていない。大臣に私のファイルを見せようとしない。



25 年 12 月現在の情報をもとに制作(オンライン説明会 Q&A・リモートレク概要・質問書回答参照)
救命いかだだけでなくその他の安全装備義務化にも漁船・プレジャー除外は不当であることは共通します。
詳細は遊漁船みのりページに関連ファイル公開中 minori40.net

私は国の担当者とオンラインチャット 2 回・リモートレク 1 回、計 3 回、直接やり取りをしました。
あくまで個人の意見です。反論ある方、どなたでもご連絡ください。頂いたご意見はもちろんこのページで公開します。

25 年 12 月 5 日
遊漁船みのり 藤原